

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-149022

(P2016-149022A)

(43) 公開日 平成28年8月18日(2016.8.18)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06Q 30/02 (2012.01)</b>	G06Q 30/02 152	5L049
	G06Q 30/02 150	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2015-25768 (P2015-25768)	(71) 出願人	709000446
(22) 出願日	平成27年2月12日 (2015.2.12)		株式会社キヌガワ京都
			京都府京都市南区上鳥羽山ノ本町30番地
		(74) 代理人	100114557
			弁理士 河野 英仁
		(74) 代理人	100078868
			弁理士 河野 登夫
		(72) 発明者	衣川 正一
			大阪府大阪市阿倍野区帝塚山1丁目19番22号
		Fターム(参考)	5L049 BB08 BB09

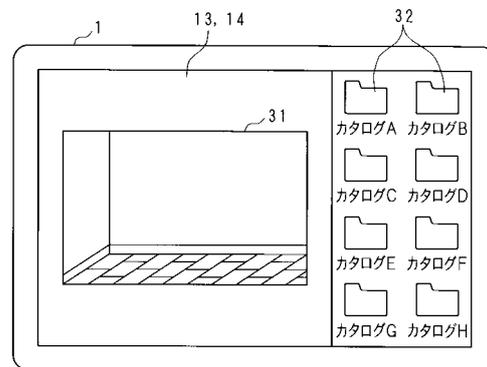
(54) 【発明の名称】 販売支援プログラム及び販売支援装置

(57) 【要約】

【課題】商品画像を使用した場合のイメージの作成を容易な操作にて実現することを可能とする販売支援プログラム及び販売支援装置を提供する。

【解決手段】コンピュータに、カタログに含まれる販売対象の商品画像を記憶部に記憶させ、商品画像を表示部に表示させる販売支援プログラムにおいて、前記コンピュータに、カタログに対応するフォルダ画像を表示部に一覧表示するステップ、一覧表示されたフォルダ画像からいずれかの選択を受け付けるステップ、選択されたフォルダ画像に対応するカタログに含まれる商品画像の一覧を表示部に表示するステップ、一覧表示された商品画像からの選択を受け付けるステップ、選択された商品画像を撮像画像上に重畳表示させ、拡大、回転、又は移動を撮像画像上で受け付けるステップ、拡大、回転又は移動後の商品画像を、撮像画像上に重畳させた合成画像を作成するステップを実行させる。

【選択図】 図5



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

撮像された撮像画像を取得する取得部、画像を表示する表示部、及び記憶部を備えるコンピュータに、カタログに含まれる販売対象の商品画像を前記記憶部に記憶させ、前記商品画像を前記表示部に表示させる販売支援プログラムにおいて、

前記コンピュータに、

前記カタログに対応するフォルダ画像を前記表示部に一覧表示するステップ、

一覧表示されたフォルダ画像からいずれかの選択を受け付けるステップ、

選択されたフォルダ画像に対応するカタログに含まれる商品画像の一覧を前記表示部に表示するステップ、

10

一覧表示された商品画像からの選択を受け付けるステップ、

選択された商品画像を前記撮像画像上に重畳表示させ、商品画像の拡大、回転、又は移動を、前記撮像画像上で受け付けるステップ、及び、

拡大、回転又は移動後の商品画像を、前記撮像画像上に重畳させた合成画像を作成するステップ

を実行させることを特徴とする販売支援プログラム。

**【請求項 2】**

前記コンピュータに、作成された前記合成画像を SNS 上の他装置宛てに送信するステップ

を更に実行させることを特徴とする請求項 1 に記載の販売支援プログラム。

20

**【請求項 3】**

前記コンピュータに、

選択された商品画像の品名又は品番の情報を取得するステップ、及び、

取得された品名又は品番の情報を前記合成画像に対応付けるステップ

を更に実行させることを特徴とする請求項 1 に記載の販売支援プログラム。

**【請求項 4】**

撮像された撮像画像を取得する取得部、画像を表示する表示部、及びカタログに含まれる販売対象の商品画像を記憶する記憶部を備え、前記商品画像を前記表示部に表示させる販売支援装置であって、

前記カタログに対応するフォルダ画像を前記表示部に一覧表示させる手段と、

30

一覧表示されたフォルダ画像から選択を受け付ける手段と、

選択されたフォルダ画像に対応するカタログに含まれる商品画像の一覧を前記表示部に表示させる手段と、

一覧表示された商品画像からの選択を受け付ける手段と、

選択された商品画像を前記撮像画像上に重畳表示させ、商品画像の拡大、回転、又は移動を、前記撮像画像上で受け付ける手段と、

拡大、回転又は移動後の商品画像を、前記撮像画像上に重畳させた合成画像を作成する手段と

を備えることを特徴とする販売支援装置。

**【発明の詳細な説明】**

40

**【技術分野】****【0001】**

本発明は、商品画像の閲覧を情報端末にて実現し、商品の販売を支援する販売支援プログラムに関し、容易な操作で商品画像の使用イメージを作成することを可能とする販売支援プログラム、及び販売支援装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

多くの商品を扱う製造業者又は販売業者は、取扱商品の商品画像のほぼ全てを掲載した分厚い紙媒体のカタログを用いて営業活動を行ってきた。分厚いカタログの閲覧は非常に煩雑であるため、各業者の取扱商品の分野毎、又は、商品の色調、質感から想起させる

50

イメージのカテゴリ毎にカタログを分冊するなどの工夫がなされてきた。しかしながらそれでも、カタログを持参して営業活動を行なうことは営業担当者及び商品を選択するエンドユーザの負担となっていた。

【0003】

昨今の電子機器の性能の向上により、ディスプレイ上で分厚いカタログをめくるように操作して商品画像を閲覧することが可能なデジタルカタログが広く使用されている（特許文献1等）。1台の電子機器にて、複数のデジタルカタログの表紙のサムネイル画像を一覧にして表示し、その中から選択されたデジタルカタログの各ページ画像を表示するなども実現されている。更にこれらのデジタルカタログでは、各ページ画像内に埋め込まれたタグなどに基づく制御によって、閲覧履歴の記録、しおりの作成、更には直接的な注文実施などの各種機能の実現が提案されている。

10

【0004】

ディスプレイ上でデジタルカタログが閲覧可能であっても、実際に商品を使用した場合のイメージを得ることは困難である。そこで、商品の三次元データを用いて実際に設置した場合、又は実際に着用した場合にどのようなイメージになるかシミュレーションする方法が各種提案されている（特許文献2等）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2013-152724号公報

20

【特許文献2】特開2004-151999号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

デジタルカタログでは上述したように、商品画像、及び代表的な使用イメージを閲覧することはできても、実際に購入を希望するエンドユーザの使用環境における使用イメージを得ることはできない。商品の三次元データを用いたシミュレーションにより、実際の使用環境における使用イメージを得ることはできるが、三次元データを用いたシミュレーションの処理負荷が重く、使用者である営業担当者又はエンドユーザに不満が残る結果となりかねない。更に、高機能化されたシミュレーションでは、操作手順の煩雑さによって使用者に困難を感じさせる可能性がある。

30

【0007】

本発明は斯かる事情に鑑みてなされたものであり、商品画像を使用した場合のイメージの作成を容易な操作にて実現することを可能とする販売支援プログラム及び販売支援装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明に係る販売支援プログラムは、撮像された撮像画像を取得する取得部、画像を表示する表示部、及び記憶部を備えるコンピュータに、カタログに含まれる販売対象の商品画像を前記記憶部に記憶させ、前記商品画像を前記表示部に表示させる販売支援プログラムにおいて、前記コンピュータに、前記カタログに対応するフォルダ画像を前記表示部に一覧表示するステップ、一覧表示されたフォルダ画像からいずれかの選択を受け付けるステップ、選択されたフォルダ画像に対応するカタログに含まれる商品画像の一覧を前記表示部に表示するステップ、一覧表示された商品画像からの選択を受け付けるステップ、選択された商品画像を前記撮像画像上に重畳表示させ、商品画像の拡大、回転、又は移動を、前記撮像画像上で受け付けるステップ、及び、拡大、回転又は移動後の商品画像を、前記撮像画像上に重畳させた合成画像を作成するステップを実行させることを特徴とする。

40

【0009】

本発明に係る販売支援プログラムは、前記コンピュータに、作成された前記合成画像をSNS上の他装置宛てに送信するステップを更に実行させることを特徴とする。

50

## 【 0 0 1 0 】

本発明に係る販売支援プログラムは、前記コンピュータに、選択された商品画像の品名又は品番の情報を取得するステップ、及び、取得された品名又は品番の情報を前記合成画像に対応付けるステップを更に実行させることを特徴とする。

## 【 0 0 1 1 】

本発明に係る販売支援装置は、撮像された撮像画像を取得する取得部、画像を表示する表示部、及びカタログに含まれる販売対象の商品画像を記憶する記憶部を備え、前記商品画像を前記表示部に表示させる販売支援装置であって、前記カタログに対応するフォルダ画像を前記表示部に一覧表示させる手段と、一覧表示されたフォルダ画像から選択を受け付ける手段と、選択されたフォルダ画像に対応するカタログに含まれる商品画像の一覧を前記表示部に表示させる手段と、一覧表示された商品画像からの選択を受け付ける手段と、選択された商品画像を前記撮像画像上に重畳表示させ、商品画像の拡大、回転、又は移動を、前記撮像画像上で受け付ける手段と、拡大、回転又は移動後の商品画像を、前記撮像画像上に重畳させた合成画像を作成する手段とを備えることを特徴とする。

10

## 【 0 0 1 2 】

本発明では、カタログに含まれる販売対象の商品画像が、フォルダ画像の一覧から選択された場合に一覧表示され、更に選択を受け付けられる。端的に言えば、本発明ではデジタルカタログがフォルダ化されて表示される。また選択された商品画像は撮像されている撮像画像上に重畳表示され、撮像画像上での拡大、回転又は移動などの編集が可能であり、撮像画像上に選択された商品画像が重畳された合成画像が作成される。実際の使用対象環境を撮像した画像上に商品画像を合成した合成画像を容易に作成することができる。

20

## 【 0 0 1 3 】

本発明では更に、作成された合成画像のSNSサーバへの自動送信、又は印刷出力装置への自動送信によって多様な形態に自動的に出力することが可能であり、合成画像を容易に他者へ提供することができる。

## 【 発明の効果 】

## 【 0 0 1 4 】

本発明による場合、使用者は、デジタルカタログの閲覧というよりもフォルダ毎に分類された商品画像を選択することが可能であり、実際の使用対象環境を撮像した画像上に重畳させて得られる合成画像を容易な操作で手軽に作成することができる。

30

## 【 図面の簡単な説明 】

## 【 0 0 1 5 】

【 図 1 】 本実施の形態の販売支援サービスの概要を示す説明図である。

【 図 2 】 本実施の形態の販売支援サービスを実現するシステム構成を示すブロック図である。

【 図 3 】 販売支援サーバ装置における画像データ抽出手順の一例を示すフローチャートである。

【 図 4 】 販売支援端末装置にて実行される処理手順の一例を示すフローチャートである。

【 図 5 】 販売支援端末装置における表示画面の一例を示す説明図である。

【 図 6 】 販売支援端末装置における表示画面の一例を示す説明図である。

40

【 図 7 】 販売支援端末装置における表示画面の一例を示す説明図である。

【 図 8 】 販売支援端末装置における表示画面の一例を示す説明図である。

## 【 発明を実施するための形態 】

## 【 0 0 1 6 】

以下、本発明をその実施の形態を示す図面に基づいて具体的に説明する。

## 【 0 0 1 7 】

図 1 は、本実施の形態の販売支援サービスの概要を示す説明図である。販売支援サービスは、販売支援端末装置 1 と販売支援サーバ装置 2 とで実現される。販売支援端末装置 1 は、商品の製造業者又は販売業者等の営業担当者 S、又は、購入者であるエンドユーザ C が所有している所謂タブレット PC ( Personal Computer ) である。販売支援サーバ装置

50

2 は、前記製造業者又は販売業者等へ販売支援サービスを提供するサービス提供者が管理するサーバである。販売支援サーバ装置 2 では、前記製造業者又は販売業者等から各業者の取扱商品の画像の提供を受け、販売支援端末装置 1 が本発明に係る販売支援装置として機能する際に使用する画像データを記憶している。販売支援端末装置 1 は、アクセスポイント A P 及びネットワーク N 経由にて販売支援サーバ装置 2 に接続することが可能であり、販売支援サーバ装置 2 から商品画像の画像データを適宜取得することができる。販売支援端末装置 1 は、営業担当者 S が実際の使用環境を撮像できる場で用いられ、予め、又はその場で販売支援サーバ装置 2 から取得した商品画像の画像データに基づき、実際の使用環境にて商品を使用した場合のイメージをエンドユーザ C へ提供することを容易に実現する。

10

**【0018】**

図 2 は、本実施の形態の販売支援サービスを実現するシステム構成を示すブロック図である。販売支援端末装置 1 は上述したようにタブレット P C を用い、制御部 1 0、記憶部 1 1、一時記憶部 1 2、表示部 1 3、操作部 1 4、通信部 1 5 及び撮像部 1 6 を備える。なお販売支援端末装置 1 はタブレット P C に限らず、所謂スマートフォンなどの携帯型端末装置でもよく、更には据置型のデスクトップ P C であってもよい。

**【0019】**

販売支援端末装置 1 の制御部 1 0 は、C P U (Central Processing Unit) を用いる。制御部 1 0 は、記憶部 1 1 に記憶されているアプリプログラム 1 P を含む各コンピュータプログラムを読み出して実行することにより、汎用的なタブレット P C を本発明に係る販売支援装置として機能させる。

20

**【0020】**

記憶部 1 1 は、フラッシュメモリを用いる。記憶部 1 1 は、制御部 1 0 が読み出すアプリプログラム 1 P を含むコンピュータプログラムを記憶している。なお、記憶部 1 1 は、フラッシュメモリ以外の記憶装置を用いてもよい。一時記憶部 1 2 は、D R A M (Dynamic Random Access Memory) 等の R A M を用いる。一時記憶部 1 2 は、制御部 1 0 の処理によって生成される情報を一時的に記憶する。

**【0021】**

表示部 1 3 は、タッチパネル内蔵型液晶ディスプレイを用いる。制御部 1 0 は、表示部 1 3 へテキスト及びアイコン等の画像を含む各種操作画面を表示させる。なお、表示部 1 3 は、液晶ディスプレイ以外のものを用いてもよいし、タッチパネル内蔵型でなくともよい。操作部 1 4 は、表示部 1 3 に内蔵されるタッチパネル及び販売支援端末装置 1 の筐体に設けられるボタン群を用いる。操作部 1 4 は、タッチパネルにてユーザによる接触及び接触箇所の位置情報を制御部 1 0 へ通知する。また、操作部 1 4 は、ボタンの押下及び押下時間等の情報を制御部 1 0 へ通知する。

30

**【0022】**

通信部 1 5 は、無線通信を実現する。制御部 1 0 は通信部 1 5 により、アクセスポイント A P 経由でネットワーク N 上の各装置と通信することが可能である。

**【0023】**

撮像部 1 6 は、C M O S (Complementary Metal Oxide Semiconductor) イメージセンサを用いる。制御部 1 0 は、撮像部 1 6 で撮影された撮像画像を取得し、記憶部 1 1 に画像データ 1 1 0 として記憶させることが可能である。なお撮像部 1 6 は、C M O S イメージセンサのみならず、C C D (Charge Coupled Device) イメージセンサを用いてもよい。

40

**【0024】**

販売支援サーバ装置 2 は、サーバコンピュータを用いる。販売支援サーバ装置 2 は複数の装置から構成されてもよいし、クラウドサーバであってもよい。販売支援サーバ装置 2 は、制御部 2 0、記憶部 2 1、一時記憶部 2 2、画像 D B (Data Base) 2 3 及び通信部 2 4 を備える。

**【0025】**

50

制御部 20 は、CPU を用いる。制御部 20 は、記憶部 21 に記憶されているサーバプログラム 2 P を読み出して実行することにより、各構成部を制御し、サーバコンピュータを販売支援サービスの販売支援サーバ装置 2 として機能させる。

#### 【0026】

記憶部 21 は、ハードディスクを用いる。記憶部 21 には、サーバプログラム 2 P が記憶されている。また記憶部 21 には、後述の画像 DB 23 へのアクセス認証に関する管理情報が記憶されている。例えば、商品の製造業者若しくは販売業者、又はエンドユーザ毎の認証情報と、認証情報に対応付けられている使用許可カタログとの対応が記憶されている。なお認証情報は不要な構成とし、いずれの端末販売支援端末装置 1 から全カタログを閲覧することが可能な構成としてもよく、この場合、管理情報は不要である。一時記憶部 22 は、DRAM 等の RAM を用いる。一時記憶部 22 は、制御部 20 の処理によって生成される情報を一時的に記憶する。

10

#### 【0027】

画像 DB 23 は、ハードディスク又は販売支援サーバ装置 2 外の記憶装置を用いる。制御部 21 は、画像 DB 23 から画像データを読み出す。画像 DB 23 に記憶される画像データは、販売支援サービスを利用する製造業者又は販売業者等から提供された取扱商品の画像であって、背景が透明化されているものである。画像の形式は例えば GIF、PNG 等を用いる。画像 DB 23 において各商品画像の画像データは、各商品を含むカタログ毎にフォルダ（ディレクトリ）に格納されて記憶されている。各フォルダにはカタログを識別する情報に対応付けられている。例えばフォルダ名はカタログ名である。なお画像データは、異なるカタログに含まれていても同一のフォルダに格納される構成としてもよく、その場合、同一のカタログに含まれるべき画像データには、共通部分（カタログを識別する情報）を有する名称が付けられているとよい。異なるカタログに対応する複数のフォルダに、同一の商品の画像データが重複して記憶されていてもよい。各商品画像の画像データには、商品を識別する品名若しくは品番、又は両方が対応付けられており、画像 DB 23 に記憶されている。画像データの名称に品名又は品番が含まれるようにしてもよい。また、商品を識別する品名又は品番以外に、商品の寸法、材質、色、重量、又は価格が対応付けられて記憶されているとよい。更に各商品の用途（装飾、アパレル、美容、ギフト、オフィス、ホーム、屋外、又は住宅設備等）を識別するキーワード、又は各商品のカテゴリを識別する様々なキーワード（和、北欧、モダン、キッズ、健康、又はメタリック等）が 1 つ又は複数、タグ付けされていてもよい。

20

30

#### 【0028】

通信部 24 は、インターネットを含むネットワーク N に接続されており、ネットワーク N を介した販売支援端末装置 1 との通信を実現する。制御部 20 は通信部 24 によって販売支援端末装置 1 との間で、画像 DB 23 から読み出す画像データを含む各種情報を送受信することができる。

#### 【0029】

このように構成される販売支援サービスのシステムにおいて、販売支援端末装置 1 にて商品の実際の使用イメージを容易に提供するための処理について説明する。まず販売支援サーバ装置 2 における販売支援端末装置 1 からの依頼に基づく商品画像の画像データの抽出手順について説明する。図 3 は、販売支援サーバ装置 2 における画像データ抽出手順の一例を示すフローチャートである。

40

#### 【0030】

制御部 20 は、販売支援端末装置 1 からの画像データ送信依頼を、通信部 24 により受け付ける（ステップ S101）。画像データ送信依頼には、販売支援端末装置 1 を使用する営業担当者 S 又はエンドユーザ C 等の使用者を識別する認証情報が含まれるとよい。認証情報が不要な場合、画像データ送信依頼には、商品画像の検索キーワード（例えば、カタログ名、製造業者又は販売業者の名称、ブランド名、商品名、価格、色、材質、用途、又は雰囲気）が含まれるとよい。画像データ送信依頼に認証情報及び検索キーワードの両方が含まれていてもよい。

50

## 【0031】

制御部20は、画像データ送信依頼に基づき、カタログを抽出する(ステップS102)。具体的に制御部20は、画像データ送信依頼に認証情報が含まれている場合、認証情報に対応付けられている使用許可カタログを抽出する。また画像データ送信依頼に検索キーワードが含まれている場合、検索キーワードに対応するカタログを抽出する。なお、ステップS102においてはカタログ単位で抽出を行なうが、制御部20は、検索キーワードに対応付け又タグ付けされている画像データを画像DB23から抽出し、抽出した画像データを含むカタログを一時的に生成し、検索キーワードをカタログ名とし、これを抽出するようにしてもよい。

## 【0032】

制御部20は、ステップS102で抽出したカタログの画像データを、送信依頼元の販売支援端末装置1へ送信し(ステップS103)、処理を終了する。なおステップS103にて制御部20は、抽出したカタログの画像データ夫々に対応付けられて画像DB23に記憶されている品名、品番、寸法等、キーワードを共に送信してもよい。

## 【0033】

次に、販売支援端末装置1側における処理について説明する。図4は、販売支援端末装置1にて実行される処理手順の一例を示すフローチャートである。営業担当者S又はエンドユーザC等の使用者が、販売支援端末装置1にてアプリプログラム1Pを実行する操作を行なった場合、以下の処理が実行される。

## 【0034】

制御部10は、初回起動か、又は更新タイミングか否かを判断し(ステップS201)、初回起動又は更新タイミングであると判断した場合(S201: YES)、画像データ送信依頼を通信部15から送信する(ステップS202)。画像データ送信依頼に認証情報が必要な場合、制御部10は記憶部11から認証情報を読み出す。画像データ送信依頼に検索キーワードが必要な場合、制御部10は表示部13に入力画面を表示して操作部14にて操作を受け付け、入力又は選択された検索キーワードを画像データ送信依頼に含める。次に制御部10は、画像データ送信依頼に応じて販売支援サーバ装置2から送信された画像データを含むカタログを受信し(ステップS203)、受信した画像データを記憶部11に画像データ110として又は一時記憶部12に、カタログ毎に記憶する(ステップS204)。なおステップS201~204は、初回起動以外は自動的にスキップするようにし、以後は販売支援端末装置1単独で動作するようにしてもよい。また更新タイミングは、アプリプログラム1Pを実行する都度のタイミング、即ちカタログは毎回ダウンロードする構成としてもよいし、所定時間(例えば1か月)の定期的なタイミングでもよいし、販売支援サーバ装置2からの更新通知を受けたタイミングでもよいし、使用者が更新を要望したタイミングであってもよい。

## 【0035】

制御部10は、初回起動か又は更新タイミングでないと判断した場合(S201: NO)、ステップS202~S204をスキップし、撮像部16にて撮像されている画像データ、又は予め撮像部16により撮像されて記憶部11に記憶されている画像データを取得する(ステップS205)。なおステップS205において、撮像部16にてリアルタイムに撮像されている画像のデータを取得している場合には、シャッターボタンを表示部13に表示し、使用者によるシャッターボタン上のタップを受け付けて撮像を行なって画像データを取得する。制御部10は、取得した画像データに基づく撮像画像を表示部13に表示させる(ステップS206)。

## 【0036】

次に制御部10は、記憶部11に記憶された画像データ110に含まれるカタログ名を読み出し(ステップS207)、記憶部11の画像データ110に記憶されているカタログに対応するフォルダの画像(フォルダアイコン)の一覧を、既に表示されている撮像画像と共に表示させる(ステップS208)。このとき制御部10は、フォルダアイコン上又は近傍には、フォルダ名即ちカタログ名を表示させる。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 3 7 】

制御部 1 0 は、一覧表示されたフォルダアイコンのいずれかの選択を表示部 1 3 上でのタップにより受け付け（ステップ S 2 0 9）、選択されたフォルダアイコンに対応するカタログに含まれる画像データを記憶部 1 1 の画像データ 1 1 0 から読み出し、各商品画像のサムネイルを一覧表示させる（ステップ S 2 1 0）。更に制御部 1 0 は、商品画像のサムネイルの選択をタップ及びドラッグにて受け付け（ステップ S 2 1 1）、選択されたサムネイルに対応する画像データに基づき、商品画像を撮像画像上のドラッグ先の位置に重畳させて表示する（ステップ S 2 1 2）。制御部 1 0 は、タップ及びドラッグによる重畳表示された位置からの商品画像の移動、ピンチイン・アウトによる商品画像の拡縮又は回転を受け付ける（ステップ S 2 1 3）。

10

## 【 0 0 3 8 】

制御部 1 0 は、商品画像の選択の受け付けが終了したか否かを判断する（ステップ S 2 1 4）。ステップ S 2 1 4 にて具体的には、制御部 1 0 は撮像画像が表示されている範囲（枠）又はフォルダアイコンの一覧以外の箇所のタップがされたか否かを判断し、枠外又は一覧以外の箇所がタップされた場合、選択の受け付けが終了したと判断する。制御部 1 0 は、ステップ S 2 1 4 にて、受け付けが終了していないと判断した場合（S 2 1 4 : N O）、処理をステップ S 2 0 9 へ戻し、他のフォルダアイコン又は他の商品画像の選択を受け付けるほか、既に重畳表示している商品画像の位置、大きさ、傾きの変更（調整）を受け付ける。なおこのとき、商品画像のタップによって、商品画像の画像データに対応付けられて記憶されていた情報（商品の寸法、材質、色、重量、又は価格等）のテキストが表示画面内の余白部分、又は撮像画像上に表示されるようにしてもよい。

20

## 【 0 0 3 9 】

制御部 1 0 は、ステップ S 2 1 4 にて選択の受付が終了したと判断した場合（S 2 1 4 : Y E S）、重畳表示されている位置、大きさ及び傾きで商品画像を撮像画像と合成した合成画像を作成する（ステップ S 2 1 5）。ステップ S 2 1 5 においては、商品画像に対応付けられて記憶されていた情報のテキストが重畳画像上に共に合成されてもよいし、合成画像のメタデータとして作成されてもよい。

## 【 0 0 4 0 】

制御部 1 0 は、作成された合成画像を出力し（ステップ S 2 1 6）、処理を終了する。なおステップ S 2 1 6 の合成画像の出力には、複数の形態が存在する。例えば記憶部 1 1 の画像データ 1 1 0 への出力、通信部 1 5 を介した外部のネットワークストレージへの出力、プリンタへの送信によるダイレクトプリント、又は SNS（Social Network Service）のクライアントプログラム経由での SNS サーバへ自動送信であってもよい。SNS サーバへの自動送信は、認証情報に予め SNS サーバへのログイン情報等を紐づけして許可させる手続きをしておくことで連携した動作が可能になる。

30

## 【 0 0 4 1 】

上述の処理による表示画面の例を、図面を参照して具体的に説明する。図 5 ~ 8 は、販売支援端末装置 1 における表示画面の一例を示す説明図である。図 5 は、上述の処理手順の内のステップ S 2 0 8 において、制御部 1 0 が取得した画像データに基づく撮像画像と共にフォルダアイコンの一覧を表示させた場合の表示例を示している。図 5 において操作部 1 4 を含む表示部 1 3 には、撮像画像 3 1 及びフォルダアイコン 3 2 の一覧が共に表示されている。図 5 の例において撮像画像 3 1 は、エンドユーザ C がカタログの商品を設置しようと考えている実際の空間（例えば店舗内）を撮影した画像であり、フォルダアイコン 3 2 は、各カタログ名（「カタログ A」~「カタログ H」）と共に、並列して表示されている。複数のフォルダアイコン 3 2 はいずれも、操作部 1 4 により、表示部 1 3 上のタップにて選択することが可能である。図 5 に示すように、本実施の形態における販売支援サービスにおいてカタログは、商品画像を格納したフォルダとして構成されている。

40

## 【 0 0 4 2 】

図 6 は、上述の処理手順の内のステップ S 2 1 0 において、制御部 1 0 が選択されたフォルダアイコンに対応するカタログに含まれる画像データに基づき、商品画像のサムネ

50

ルを一覧表示させた場合の表示例を示している。図6において表示部13には、「カタログA」のフォルダアイコン32がタップされた場合に、「カタログA」に含まれる商品画像30のサムネイルが表示されている。図6の例において商品画像30は、広告宣伝等のポスターを収めるパネルの画像であり、品名(「商品1」~「商品6」)と共に、並列して表示されている。複数の商品画像30はいずれも、操作部14により、表示部13上のタップにて選択することが可能である。図6に示すように、本実施の形態における販売支援サービスにおいてカタログは、商品画像夫々をデータとして含んで構成されている。

#### 【0043】

図7は、上述の処理手順の内のステップS211において、制御部10が商品画像30の選択をタップ及びドラッグにて受け付けている過程の一例を示している。図7において表示部13には、「商品1」の商品画像30のサムネイルがタップされたまま、白抜きの矢印のようにドラッグ操作がなされたことにより、「商品1」の商品画像30が撮像画像31上に重畳されて表示されている。

10

#### 【0044】

図8は、上述の処理手順の内のステップS215において合成画像が作成される前の表示画面例を示している。図8において表示部13には、「カタログA」の「商品1」の商品画像30が2つ、ピンチイン操作がなされたことよって図7の表示例から位置及び大きさが変更されて重畳表示されている。また図8の例では、ポスターパネル以外の商品として、観葉植物の商品画像30が同様にして、撮像画像31上に重畳表示されている。このように、本実施の形態における販売支援端末装置1では、商品画像30をステッカー(スタンプ)のように手軽に撮像画像31上に配置することができる。

20

#### 【0045】

なお図8に示す画面において撮像画像31上に重畳されている各商品画像30をタップした場合、タップされた商品画像30の画像データに対応付けて記憶されていた情報のテキストが、撮像画像31の枠外の余白部分に表示されてもよい。関連する情報のテキストが表示されることにより、使用者は重畳させた商品画像の情報を確認することができる。

#### 【0046】

このようにして、本実施の形態における販売支援サービスを利用した場合、使用者のタブレットPCは、販売支援端末装置1として機能し、販売支援サーバ装置2へ商品画像を提供した製造業者又は販売業者の取扱商品が、フォルダ化されたカタログとして表示し、撮像画像上への重畳及び合成を容易にする。これにより使用者は、実際に使用する環境を撮像した撮像画像に、商品画像30を重畳させて得られる画像を容易に取得することができる。本実施の形態における販売支援端末装置1では、三次元データに基づいて精密に作成されるシミュレーションを用いることなしに、素早い手軽な操作が可能である。営業担当者Sが、エンドユーザC向けに商品の使用イメージを作成することが容易に可能になり、また、エンドユーザCが購入の際に事前にイメージを作成したりすることも容易に可能になる。

30

#### 【0047】

販売支援端末装置1の制御部10は更に、記憶部11の画像データ110に記憶された商品画像30から、検索キーワードによる抽出を行なうことができるようにしてもよい。販売支援サーバ装置2における抽出ではなく、販売支援端末装置1単体で、記憶部11の画像データ110に記憶されている商品画像30を、例えば色別に抽出するようにしてもよい。タグ付けによって抽出ができるようにしてもよい。また制御部10が商品画像30の選択の履歴を記録しておき、選択履歴に基づいて画像データを抽出することができるようにしてもよい。制御部10は更に、フォルダを削除するようにしてカタログに対応する商品画像30を記憶部11の画像データ110から削除する操作を受け付けるようにしてもよい。

40

#### 【0048】

なお、上述のように開示された本実施の形態はすべての点で例示であって、制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は、上記した意味ではなく、特許請求

50

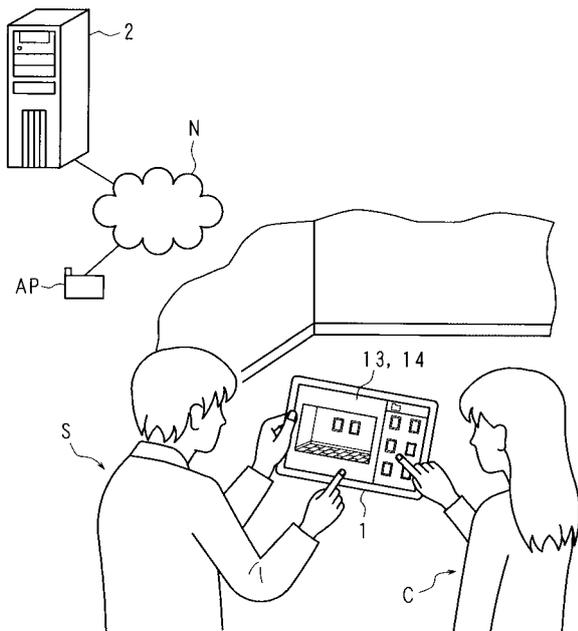
の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

【符号の説明】

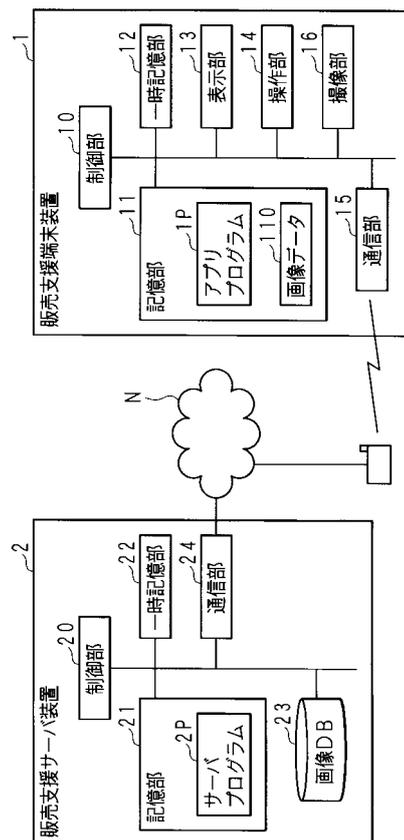
【0049】

- 1 販売支援端末装置（販売支援装置）
- 10 制御部
- 13 表示部
- 14 操作部
- 1P アプリプログラム（販売支援プログラム）
- 30 商品画像
- 31 撮像画像
- 32 フォルダアイコン（フォルダ画像）

【図1】



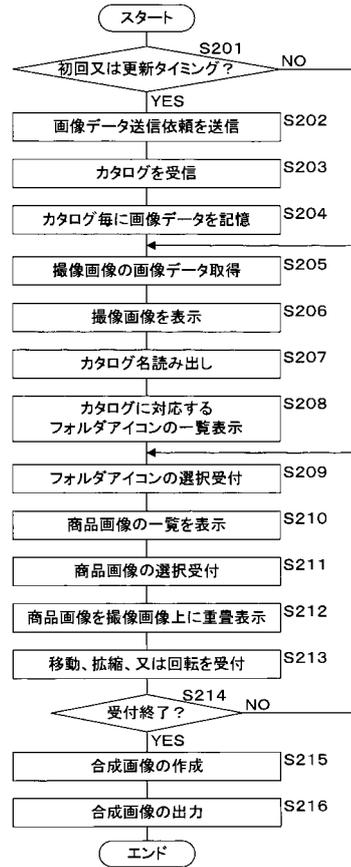
【図2】



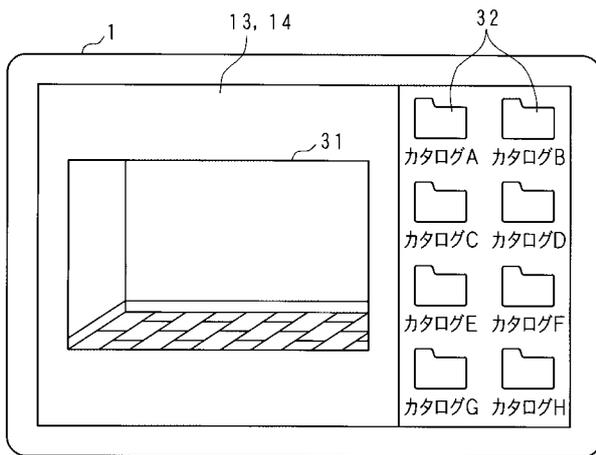
【 図 3 】



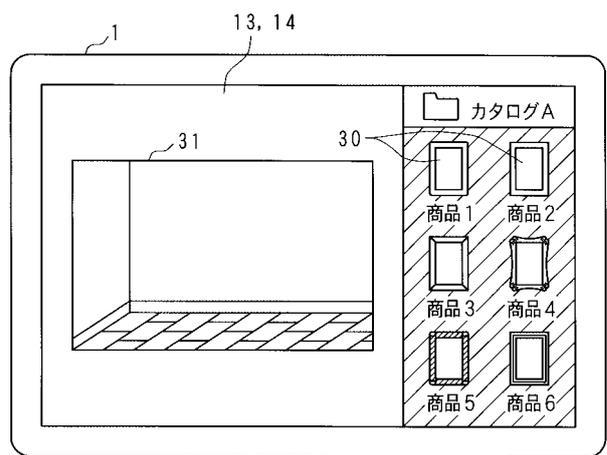
【 図 4 】



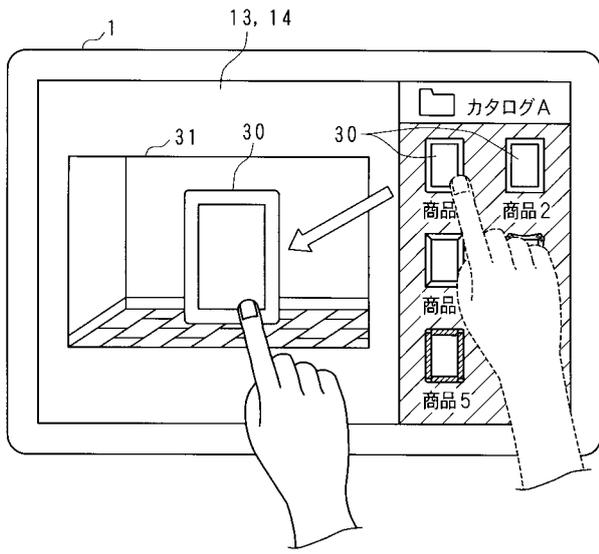
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

